

金融庁

《金融庁》

表5-1 金融庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	金融庁における政策評価に関する基本計画（平成20年7月3日策定）	
基本計画の主な規定内容	<p>① 計画期間</p> <p>② 事前評価の対象等</p>	<p>○ 平成20年7月1日から24年3月31日まで</p> <p>○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。</p> <p>○ 評価の対象は、次のとおり。</p> <p>① 法第9条及び法施行令第3条第1号から第5号に該当する政策（要件に該当する個々の研究開発、公共事業、政府開発援助）</p> <p>② 法第9条及び法施行令第3条第6号に該当する政策（規制を新設し、若しくは廃止し、又は規則の内容の変更をすることを目的とする政策）</p> <p>③ 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業（①を除く）</p> <p>④ ①に準ずるもので、社会的影響の大きい政策</p>
	<p>③ 事後評価の対象等</p>	<p>○ 事後評価は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式を基本とする。</p> <p>○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおり。</p> <p>実績評価：金融庁の任務を達成するために重要な政策</p> <p>事業評価：法第7条第2項第2号に該当する政策（総合評価方式を適用するものを除く。）及び事業評価方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたもの</p> <p>総合評価：政策の決定から一定期間を経過した政策</p>
	<p>④ 政策評価の結果の政策への反映</p>	<p>○ 政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算及び機構・定員、法令審査等を担当する部局とも調整しつつ政策評価の結果を踏まえ検討を行い、新規の政策の立案又は現行の政策の見直しに活用することにより、政策評価の結果を政策へ適切に反映させるものとする。</p>
	<p>⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備</p>	<p>○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総務企画局政策課政策評価室とし、金融庁のホームページ等において意見を受け付ける。</p> <p>○ 寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。</p>
実施計画の名称	平成21年度金融庁政策評価実施計画（平成21年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	<p>① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式</p>	<p>○ 実績評価：24施策</p> <p>○ 事業評価：過去に事前評価を実施し平成21年度に効果が発現する予定の事業（成果重視事業については、平成21年度中の効果の発現予定の有無に関わらず事後評価を実施）</p>
	<p>② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）</p>	<p>該当する政策なし</p>
	<p>③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）</p>	<p>該当する政策なし</p>

表5-2 金融庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数					
事前評価	事業評価方式：1件 (新規事業) 〔表5-3-ア〕	実施は妥当	1	① 評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	1					
				概算要求に反映	1					
事前評価	事業評価方式：25件 (規制) 〔表5-3-イ〕	規制の新設又は改廃は妥当	25	① 評価結果を踏まえて、法案を国会に提出した	6					
				② 評価結果を踏まえて、政令等を制定及び改正した	19					
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：24件 〔表5-3-ウ〕 〔実績評価方式：24件〕 〔表5-3-エ〕	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある	11	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	11				
						概算要求に反映	6			
						機構・定員要求に反映	9			
						機構要求に反映	4			
	定員要求に反映	8								
	事業評価方式：4件 (成果重視事業2件含む) 〔表5-3-オ〕	取組を引き続き推進	1	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした【引き続き推進】	1					
					実施は妥当	2				
実施は妥当であったが、更なる強化等の検討が必要					1					
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—					
						未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表5-3 金融庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成22年度概算要求に係る1新規・拡充事業を対象として評価を実施し、その結果を平成21年8月31日に「平成21年度事業評価書」として公表。

表5-3-ア 事業評価方式により事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	電子データ保全解析および証拠化機材の整備

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)の表5-4-①参照。

- (2) 規制の新設又は改廃に係る25政策を対象として評価を実施し、その結果を平成21年4月28日、5月18日、5月29日、6月19日、6月30日、10月16日、10月29日、11月6日、12月7日、12月28日、22年2月12日及び3月8日に「規制の事前評価書」として公表。

表5-3-イ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	金融商品に関する注記及び賃貸等不動産に関する注記規定の新設等
2	外国為替証拠金取引規制の見直し
3	継続企業の前提に関する注記規定の改正(四半期・中間)
4	外国為替証拠金取引規制の見直し
5	登録金融機関における総合口座貸越による証券取引を一定の要件の下で可能とすること
6	国際会計基準による連結財務諸表等の作成等
7	金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)の創設
8	外国市場デリバティブ取引への分別管理義務の導入
9	有価証券店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制の導入
10	金融商品取引所等(金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社)の議決権の保有制限に係る規定の整備
11	「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し
12	組織再編成対象会社の範囲の見直し
13	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置の創設
14	「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し
15	目論見書制度の見直し
16	金融商品取引法上の開示規制の適用除外とされるみなし有価証券の追加
17	前払式支払手段に係る制度整備
18	資金移動に係る制度整備
19	ソルベンシー・マージン比率の算出基準の見直し
20	コーポレート・ガバナンスの強化に向けた開示の充実
21	店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用義務付け
22	国内清算機関の基盤強化
23	店頭デリバティブ取引等に関する取引情報の保存・報告制度の創設
24	証券会社の連結規制・監督の導入
25	金融商品取引業者の主要株主に対する規制の強化

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)の表5-4-②参照。

2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 20 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 24 施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 31 日に「平成 20 年度実績評価書」として公表。

表 5-3-ウ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
基本政策Ⅰ 金融機能の安定の確保		
施策目標 1 金融機関が健全に経営されていること		
1	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	引き続き推進
2	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	改善・見直し
施策目標 2 金融システムの安定が確保されていること		
3	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止	引き続き推進
4	国際的な金融監督のルール策定等への貢献	引き続き推進
5	新興市場国の金融当局への技術支援	引き続き推進
基本政策Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護		
施策目標 1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること		
6	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	改善・見直し
7	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	改善・見直し
8	金融機関等の法令等遵守態勢の確立	引き続き推進
9	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	改善・見直し
施策目標 2 公正、透明な市場を確立し維持すること		
10	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視	改善・見直し
11	市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進	改善・見直し
12	市場の透明性確保に向けた会計制度の整備	改善・見直し
13	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実	引き続き推進
14	公認会計士監査の充実・強化	改善・見直し
基本目標Ⅲ 円滑な金融等		
施策目標 1 活力のある市場を構築すること		
15	多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計	改善・見直し
16	決済システム等の整備	引き続き推進
17	専門性の高い人材の育成等	改善・見直し
18	個人投資家の参加拡大	改善・見直し
施策目標 2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること		
19	金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計	引き続き推進
20	地域密着型金融の推進及び中小企業金融の円滑化	引き続き推進
施策目標 3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ペター・レギュレーション）を実現すること		
21	金融行政の透明性・予測可能性の向上	引き続き推進
(業務支援基盤整備に係る施策)		
22	職員の育成・強化のための諸施策の実施	改善・見直し
23	行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進	引き続き推進
24	専門性の高い調査研究の実施	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 5-4-③参照。

(2) 所掌するすべての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 21 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 24 施策を対象に評価を実施中（平成 22 年 8 月公表予定）。

表 5-3-エ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
基本政策Ⅰ 金融機能の安定の確保	
施策目標 1 金融機関が健全に経営されていること	
1	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施
2	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施
施策目標 2 金融システムの安定が確保されていること	
3	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止
4	国際的な金融監督のルール策定等への貢献
5	新興市場国の金融当局への技術支援
基本政策Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護	
施策目標 1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること	
6	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底
7	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実
8	金融機関等の法令等遵守態勢の確立
9	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応
施策目標 2 公正、透明な市場を確立し維持すること	
10	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視
11	市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進
12	市場の透明性確保に向けた会計制度の整備
13	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実
14	公認会計士監査の充実・強化
基本目標Ⅲ 円滑な金融等	
施策目標 1 活力のある市場を構築すること	
15	多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計
16	決済システム等の整備
17	専門性の高い人材の育成等
18	個人投資家の参加拡大
施策目標 2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること	
19	金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計
20	中小企業金融をはじめとした金融の円滑化及び地域密着型金融の推進
施策目標 3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること	
21	金融行政の透明性・予測可能性の向上
（業務支援基盤整備に係る施策）	
22	職員の育成・強化のための諸施策の実施
23	行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進
24	専門性の高い調査研究の実施

(3) 事業評価方式を用いて、「平成 21 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、過去に事業評価（事前評価）を実施し、平成 21 年度に効果が発現する事業のうち、以下の 2 事業及び 2 つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を 21 年 8 月 31 日に「平成 21 年度事業評価書」として公表。

表5-3-オ 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化	—
2	貸金業統計システムの機能拡張	—
3	金融庁業務支援統合システムの開発（成果重視事業）	引き続き推進
4	公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築（成果重視事業）	—

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表5-4-④参照。
 2 No.1、2及び4は、事業終了後の評価を実施したものである。

政策体系(金融庁)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの

基本政策	施策目標	施策
I 金融機能の安定の確保	1 金融機関が健全に経営されていること	(1) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施
		(2) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施
	2 金融システムの安定が確保されていること	(1) 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止
		(2) 国際的な金融監督のルール策定等への貢献
(3) 新興市場国の金融当局への技術支援		
II 預金者、保険契約者、投資者等の保護	1 金融サービスの利用者(預金者・保険契約者・投資者等)が安心してそのサービスを利用できること	(1) 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底
		(2) 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実
		(3) 金融機関等の法令等遵守態勢の確立
		(4) 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応
	2 公正、透明な市場を確立し維持すること	(1) 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視
		(2) 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取り組みの促進
		(3) 市場の透明性確保に向けた会計制度の整備
		(4) 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実
		(5) 公認会計士監査の充実・強化
		(6) 公正な競争の確保に向けた制度設計
III 円滑な金融等	1 活力のある市場を構築すること	(1) 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計
		(2) 決済システム等の整備
		(3) 専門性の高い人材の育成等
		(4) 個人投資家の参加拡大
	2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること	(1) 金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計
		(2) 地域密着型金融の推進及び中小企業金融の円滑化
	3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境(ベター・レギュレーション)を実現すること	(1) 金融行政の透明性・予測可能性の向上

(業務支援基盤整備に係る施策)

分野	課題	施策
1 人的資源	(1) 専門性の高い職員の育成・強化	① 職員の育成・強化のための諸施策の実施
2 情報	(1) 行政事務の効率化のための情報化	① 行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進
	(2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析	① 専門性の高い調査研究の実施

(注) 政策ごとの予算との対応については、金融庁ホームページ(<http://www.fsa.go.jp/common/budget/yosan/seisaku21.pdf>)参照

